

岩手町にお住まいの皆さまへ

お知らせ
【令和2年5月21日号】

国では、5/14に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う39県の緊急事態宣言の解除を発表しました。国からも「新しい生活様式」の実践例が示されていますので、引き続き感染拡大予防にご協力をお願いします

○感染防止対策の概要

1. 相対的にリスクの高い都道府県への移動の自粛

- ・不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県などへの感染リスクの高い人の移動は、感染拡大防止の観点から避けていただくようお願いします。

2. 「三つの密」のある場等への外出の自粛

- ・「三つの密」のある場などへの外出を避けるようお願いします。

3. 感染予防対策の徹底

- ・施設（店舗等）には、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」等の取組をお願いします。
- ・職場では在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取り組みをお願いします。

4. 思いやりのある行動と冷静な対応のお願い

- ・引き続き医療関係者をはじめ、生活に不可欠なサービスの提供に従事している方に、感謝と思いやりの気持ちをもって応援するようお願いします。
- ・生活の維持に必要な仕事への出勤や、通院、葬祭への参列などについて、県外からの方々に対し、落ち着きを持った冷静な対応を心がけていただくようお願いします。

「新たな生活様式」の実践例

①一人ひとりの基本的感染対策

- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）
- ・感染地域からの移動、感染地域への移動は控える

②日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに手洗い、手指消毒、「3密」の回避、健康チェック

③日常生活の各場面別の生活様式

- ・買い物は1人または少人数で空いた時間に
- ・徒歩や自転車の利用、混んでいる時間帯を避ける
- ・出前やデリバリーの利用、料理は大皿ではなく

④働き方の新しいスタイル

- ・テレワークや時差出勤、オンライン会議の推進

おうちで、ねまろーよ



岩手町新型コロナウイルス感染症対策本部

TEL: 62-2111（内線 226、229）

町の新型コロナウイルス感染症対策事業

○個人向けの支援

(1) 特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症対策による影響を受けている各家庭の生活を支援するため、特別定額給付金を給付します。

対象 令和2年4月27日時点で住民基本台帳に登録されている方（申請者は世帯主）

給付額 給付対象者1人につき 10万円

申請期間 令和2年5月15日～令和2年8月14日 当日消印有効

申請方法 郵送による申請もしくは、マイナポータルサイトからの申請

問い合わせ先／総務課 コロナ対策班 Tel62-2111(226、229)

(2) 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金（令和2年度1回限り）を支給します。

対象 令和2年4月分（4月から新高校1年の場合等は3月分）の児童手当の支給を受ける方
※特例給付（児童一人につき5千円）を受給している方は対象外

給付額 対象児童一人あたり1万円

申請方法 公務員以外は申請不要です。公務員は住民票がある市町村に別途申請が必要です。

問い合わせ先／健康福祉課 子育て支援係 Tel62-2111(内線566、567)

○農業者向けの支援

(1) 農業労働力確保緊急対策事業費補助金

感染症拡大の影響で外国人研修生が来日できない場合に、代わりとなる労働者を雇用するための経費の一部を補助します。※国の農業労働力確保緊急支援事業の嵩上として実施します。

対象者 外国人研修生を受入予定の組合員のうち、対象期間内に新たに労働者を雇用した方

対象期間 令和2年4月1日～12月31日（9ヶ月間）

補助単価 1時間あたり100円（国500円/h）

問い合わせ先／農林課 農業振興係 Tel62-2111(内線303、304)

(2) 肉用子牛流通円滑化事業費補助金

肉用子牛の出荷調整を行った生産者に対し、飼養期間増による経費負担軽減のため補助を行います。※国の肉用子牛流通円滑化等緊急対策の嵩上として実施します。

対象者 生産者団体が策定した計画に基づいて出荷調整を行う生産者

対象期間 令和2年4月1日～9月30日

補助率 肉専用及び交雑種 町100円/頭目（国550円/頭目）
乳用種 町100円/頭目（国500円/頭目）

問い合わせ先／農林課 林務畜産係 Tel62-2111(内線308、309)

○事業者向けの支援

(1) 岩手町新型コロナウイルス感染症対策経営支援助成金交付事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に大きな影響を受けている事業者を対象に、事業の継続支援を目的として経営支援助成金事業を実施します。

対象

下記の条件全てに該当する事業者

- ①町内に店舗または事業所を有し、3月以上事業を営む者
- ②宿泊業、飲食業及びタクシー業を営む者

助成金

1事業者 20万円

実施期間

令和2年5月8日～令和2年6月30日

その他

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少について、岩手町商工会で確認を受ける必要があります。※ 商工会会員以外も受付ます。
- ・詳しくは、岩手町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先／企画商工課 商工観光係 Tel62-2111 (内線 213)

(2) 岩手町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営が悪化した中小企業者が事業資金の融資を受けた場合に利子及び保証料を補給します。

対象

- ①町内に店舗または事業所を有し、3月以上事業を営む者
- ②納期の到来した町税を完納している者
- ③中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号又は第6項の認定を受けたもの(セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証)

補給対象資金

- ① 日本政策金融公庫が新型コロナウイルス感染症対策資金として行う融資
- ② 岩手県が新型コロナウイルス感染症対策資金として行う融資
- ③ 岩手町中小企業振興資金融資

※いずれも令和3年1月31日までに受けた融資が対象

対象限度額

3,000万円

利子補給率

2.0%を上限

補給期間

保証対象融資の返済期間

問い合わせ先／企画商工課 商工観光係 Tel62-2111 (内線 213)

国、岩手県、町が実施するこのほかの新型コロナウイルス関連の施策は、岩手町のホームページからもご覧いただけます。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する主な相談一覧

	制度名	相談先	電話番号
給付金・貸付	特別定額給付金	役場 総務課 コロナ対策班	0195-62-2111(内線226)
	子育て世代への臨時特別給付金	役場 健康福祉課 子育て支援係	0195-62-2111(内線566)
	雇用調整助成金	岩手労働局 職業対策課分室 助成金相談コーナー	019-606-3285
	緊急小口資金・総合支援資金	岩手町社会福祉協議会	0195-62-3570
税・保険料・使用料等	町税	役場 税務会計課 収納係	0195-62-2111(内線525)
	後期高齢者医療保険料	役場 税務会計課 収納係	0195-62-2111(内線525)
	上下水道料金	役場 水道事業所 管理係	0195-62-2111(内線372)
	介護保険料	盛岡北部行政事務組合	0195-74-2716
	町営住宅使用料	役場 建設課 都市住宅係	0195-62-2111(内線325)
事業者支援	中小企業向け金融相談	盛岡広域振興局 経営企画部 産業振興室	019-629-6511
	中小企業経営相談窓口	岩手町商工会	0195-62-2760
	セーフティネット保証・町支援事業	役場 企画商工課 商工観光係	0195-62-2111(内線213)
農業振興	町支援事業(農政分)	役場 農林課 農業振興係	0195-62-2111(内線303)
	町支援事業(畜産分)	役場 農林課 林務畜産係	0195-62-2111(内線308)
	感染症対応	役場 健康福祉課 健康推進係	0195-62-2111(内線565)

●症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください！

- ①息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②高齢者、基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(4日以上症状が続く時は必ず相談)

■岩手県帰国者・接触者相談センター（コールセンター：全日24時間受付）
TEL：019-651-3175 FAX：019-626-0837

●新型コロナウイルスに関する全般的な相談（症状のない方の一般相談）

■岩手県 新型コロナウイルス感染症相談窓口
(コールセンター：全日9時～21時)
TEL：019-629-6085 FAX：019-626-0837